

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

香芝市長 三橋 和史

市町村名 (市町村コード)	香芝市 (29210)
地域名 (地域内農業集落名)	下寺地区 (下寺)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月29日 (第2回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題
農業者の高齢化に伴い、担い手が不足していることが大きな課題である。 また、区域内農地の水はけが悪く、野菜作りに課題を抱えている。
(2) 地域における農業の将来の在り方
一部農地について、後継者へ農地を引き継ぐ意向を示している。後継者が不在の農地については認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。 生産作物については、水稻、野菜を生産する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要	
区域内の農用地等面積	3.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha
(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方 (範囲は、別添地図のとおり)	
主に経営面積が20a以上の農業者が所有または耕作する市街化調整調整区域内の農地を区域とする。	

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手へ農地の集積・集約化を推進するとともに、遊休農地の発生防止に努める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
後継者が不在の農地においては、農地中間管理機構を活用した農地の貸出しを検討する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
地域計画内の担い手の農地引受方向上を目的とした補助事業を活用する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

認定農業者や新規参入者に対して、農地の幹旋や営農活動に対する支援を実施することで確保や育成に努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域の状況を鑑み、農業支援サービス事業者等への農作業委託を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】